

道の里親になってみませんか

アダプトプログラム

☎ 環境課 ☎ (93) 4946



アダプトプログラムとは、市民や事業所の皆さんが一定区間の道路の里親になって、ボランティアで清掃・美化活動を行う制度です。現在、約1,550人の「道路の里親」が活躍しています。登録は随時受け付けていますので、詳しくは問い合わせてください。

生ごみの堆肥化はじめてみませんか

生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金交付制度

☎ 環境課 ☎ (93) 4946

市では、生ごみ堆肥化容器などの購入費の一部を助成しています。生ごみを堆肥化することによって、肥料として花の植栽や家庭菜園などで活用でき、ごみの減量にもつながります。

- 対象 次の全ての要件を満たす人
 - 市内に住所を有し、かつ、居住している（事業所などの法人を除く）
 - 容器などを設置する場所がある
 - 容器などを適正に維持管理できる
 - 堆肥を自家処理できる
- 内容
 - 堆肥化容器・コンポスト
購入費の2分の1、1基当たりの限度額 3,000円
 - 電気式生ごみ処理機
購入費の2分の1、1基当たりの限度額 25,000円
※助成金額は100円未満切り捨てで、1世帯に対する年度内の助成金の額は、25,000円が限度です。
※電気式生ごみ処理機の申請は、交付を受けた日から5年を経過しなければ、再び申請はできません。（故障して使えなくなったなどの理由は除く）
- 持ち物 ○領収書 ○カタログ（コピー可） ○印鑑 ○通帳
- その他 申請後、職員が設置状況の確認に訪問します。

住宅用エネルギー設備設置補助金

☎ 環境課 ☎ (93) 4945

- 対象 市内に自ら居住する住宅（店舗・事務所兼住宅を含む）に未使用品の住宅用省エネルギー設備を設置する人
- ※住宅用省エネルギー設備を設置した後の申請は対象外となりますので、必ず設置前に申請してください。
- ※太陽光発電システムの補助対象は、既存住宅のみです。
- 補助対象設備と補助額
 - 太陽光発電システム 1kwあたり2万5千円 限度額 10万円
※市内施工業者を利用した場合の特例1kwあたり3万円 限度額 12万円
※エネルギー管理システム（HEMS）または定置用リチウムイオン蓄電システムをすでに住宅に設置しているか、同時に設置すること
 - 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 限度額5万円
 - 定置用リチウムイオン蓄電システム 限度額 10万円
※設備の種類ごとに、1住宅につき1回に限り交付します。
※各設備の要件、申請方法や前年度からの変更点などは、市公式ホームページで確認するか、問い合わせてください。

家庭用浄水器設置補助金

☎ 環境課 ☎ (93) 4945

- 対象 市内に居住し、井戸水を日常生活の飲料用としていて、次の全ての要件に該当する世帯
 - 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が基準値（10mg/L）を超えている
 - 住んでいる住宅の敷地に隣接する道路に、水道配水管が敷設されておらず、地下水のほかに飲料水の確保が困難
 - 過去に補助対象浄水器の設置に係る補助を受けていない
- 対象浄水器 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素を基準内に除去できる機器で、次の全ての要件を満たすもの
 - 飲料水を供給できる装置に接続できること
 - 浄水性能が1時間当たり5リットル以上であること
 - 耐用年数が通常の使用方法で5年以上であること
 - 性能の保証期間が1年以上であること
- 対象基数 1世帯あたり1基、補助回数は1回
- ※1つの住居に2世帯以上が居住する場合は、1世帯とみなします。以前に補助を受けた世帯は、新たに補助を受けることはできません。
- ※購入済みの浄水器は補助金交付の対象外です。必ず購入前に申請してください。
- 補助金額 購入設置費の3分の1（限度額7万円）
- ※所得状況などにより、購入設置費の全額を補助（限度額14万円）

小型合併処理浄化槽設置補助金

☎ 環境課 ☎ (93) 4945

- 対象区域 下水道事業計画の予定処理区域以外の区域・団地などの集中合併処理浄化槽処理区域以外の区域
- 高度処理型設置補助 44万4千円～96万3千円
- ※高度処理型とは、汚水を浄化する能力が、より高度な小型合併処理浄化槽です。
- 転換補助 単独転換（限度額18万円）、くみ取り転換（限度額10万円）
- ※転換補助とは、既設の単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に設置替えをするときの撤去費用に対する補助です。
- 放流先がない場合の処理装置（蒸発散装置など）への補助
合併処理浄化槽と同時に蒸発散装置などを設置する場合、設置費用の3分の1（限度額20万円）の補助金を交付します。
- 交付条件 次の要件を全て満たす必要があります
 - 着工前の申請 ○自己居住用の住宅 ○浄化槽設置届を提出している
 - 住宅を借りている人は貸主の承諾を得ている ○市税を完納している
 - 既設の単独処理浄化槽、またはくみ取り便槽から、合併処理浄化槽へ設置替えする
- ※今年度から、新築、建て替え、増築に伴い合併処理浄化槽を設置する場合は、補助対象となりません。

市食品衛生組合令和2年度検便容器配布

☎ 市食品衛生組合 岩井 ☎ (92) 0828

- 日時 4月21日（火）、22日（水） 9:00～16:00
- 場所 ○市役所分庁舎1階会議室 ○北部コミュニティセンター1階会議室
- 費用 ○ー157（検便料） 組合員 800円、非組合員 1,600円
水質検査（11項目） 組合員 7,500円、非組合員 9,720円

資源回収運動に参加しましょう

☎ 環境課 ☎ (93) 4946

- 皆さんが一定の日時や場所を決めて、リサイクルできる資源物を持ち寄り、直接業者に回収してもらう運動です。
- ごみを分別し、資源回収に出すことで、資源をリサイクルできるほか、ごみ処理経費の削減にもつながります。分別と資源回収運動にご理解とご協力をお願いします。
- 資源物 新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、パッケージペーパー（お菓子箱、紙袋など）、衣類、シーツ、毛布、飲料用のアルミ缶
 - 利用方法 環境課で最寄りの資源回収団体を紹介します。
 - その他 資源回収団体（区、自治会、子ども会、PTAなど）に対し、回収量に応じて奨励金を交付しています。新規団体の登録も随時受け付けています。